

# 県外在住の方に お知らせください!!

定住支援情報

## ● 田舎暮らし体験プログラム 参加者募集

地元で地域おこしの活動をする皆さんと市が実行委員会を組織し、県外から出雲市への定住を考えている方に田舎暮らしを体験していただきます。

地元で用意した空き家等に宿泊しながら、地域体験や地元見学、地元住民との交流、空き家見学等を行います。

24年度は次の2つのプログラムを実施します。



名称	日にち	場所	宿泊場所	募集人員 (先着順)	参加料 (食費・宿泊費込)	申込期間
須佐の縁 農山村暮らし 体験プログラム	7月21日(土) ~22日(日)	佐田町須佐	体験宿泊施設 「一縁荘」	3家族	一人5,000円 (小学生2,000円、 小学生以下0円)	6月20日(水) ~7月6日(金)
鶉鷺!元気がでる 海べ暮らし 体験プログラム	8月3日(金) ~5日(日)	大社町鷺浦	空き家	12名	一人8,000円 (小学生2,000円、 小学生以下0円)	7月4日(水)~ 7月20日(金)

■ 参加資格：田舎暮らしに関心のある県外在住者。

■ 集合場所：出雲市役所または出雲市駅（集合場所までの交通費は自己負担）

※体験プログラムの詳細は、実行委員会事務局（定住支援センター）にお問い合わせください。

## ● 出雲市出身者会 会員募集

関東・近畿圏域及び広島県には、出雲市出身の方で組織された出身者会があり、会員相互の親睦を図りながら様々な活動を行っています。

市でも、ふるさと出雲の情報提供を行うほか、希望者には出雲観光大使としてふるさと出雲のPRをしていただくなど、連携を図りながら活動を支援しています。

各地で活躍する先輩方との「縁」により、思いがけない出会いや人生の転機が訪れるかも!?

ふるさとを離れた地で生活しておられる方に、ぜひ出身者会への参加をお勧めください。

※現在活動中の出雲市出身者会および、各出身者会の連絡先については、定住支援センターへお問い合わせください。

このほか、定住支援センターでは次の事業も実施しています。詳しくはホームページでご確認いただくか、定住支援センターへお問い合わせください。

### いずも空き家バンク

定住支援センターのホームページで市内の空き家・空き地情報を提供しています。

### 定住支援「住宅建築・リフォーム助成事業」

5年以上の県外在住者が、出雲市へ定住目的で住宅を建築、購入またはリフォームする場合に、助成金を交付します。  
(転入後6か月未満の方も対象となります。市内業者を利用する場合があります)

〇おたずね／

定住支援センター

☎21-6629

FAX21-6599

メールアドレス teijyu@city.izumo.shimane.jp

ホームページ <http://www.teijyu-izumo.jp>



携帯サイト

# 応援します いきいきライフ

①免除制度について

## ご存知ですか？免除制度

平成24年度の国民年金保険料は **月額14,980円** です。  
 ただし、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度があります。  
 保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受けられなくなることがありますので、納付困難な場合はご相談ください。

### (1) 免除制度……経済的な理由などで保険料を納めるのが困難な人が対象です。

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が、次の計算式で計算した金額以下である場合、申請することにより、保険料の納付が全額免除または一部免除（一部納付）となります。

		保険料(月額)
$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$	⇒ 全額免除	0円
$78\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒ 4分の3免除 4分の1納付	3,750円
$118\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒ 半額免除 半額納付	7,490円
$158\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒ 4分の1免除 4分の3納付	11,240円

※免除が認められても、全額免除以外の人は減額された保険料の納付が必要です。  
 納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

### (2) 若年者納付猶予制度・・・所得の低い30歳未満の人が対象です。

30歳未満の方で本人と配偶者それぞれの前年の所得が、次の計算式で計算した金額以下である場合、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

$(\text{扶養親族等} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$	⇒ 納付猶予
---	--------

### ～「未納」と「免除・猶予」の違いは？～

	老齢基礎年金を受けるとき	追納期間 (後から納付できる期間)
全額免除	受給資格期間に参入され、年金額は2分の1で計算されます。 注(1)	10年以内 ※ただし、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
4分の3免除	受給資格期間に参入され、年金額は8分の5で計算されます。 注(2)	
半額免除	受給資格期間に参入され、年金額は4分の3で計算されます。 注(3)	
4分の1免除	受給資格期間に参入され、年金額は8分の7で計算されます。 注(4)	
若年者納付猶予 ・学生納付特例	受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。	
未納	年金額には反映しません。 未納の期間が多くなると受給できなくなることもあります。	2年以内

※受給資格期間・・・老齢基礎年金を受給するためには、原則25年以上の期間が必要です。

※注(1)平成20年度分までは「3分の1」、注(2)平成20年度分までは「2分1」、  
 注(3)平成20年度分までは「3分の2」、注(4)平成20年度分までは「6分の5」。

- ◆平成24年度の免除・猶予の申請は、7月から保険年金課および各支所年金担当課で受け付けます。
- ◆免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。